

土壌汚染対策法に基づく指定支援法人 公益財団法人 日本環境協会

◆土壌汚染対策法に基づく指定支援法人とは

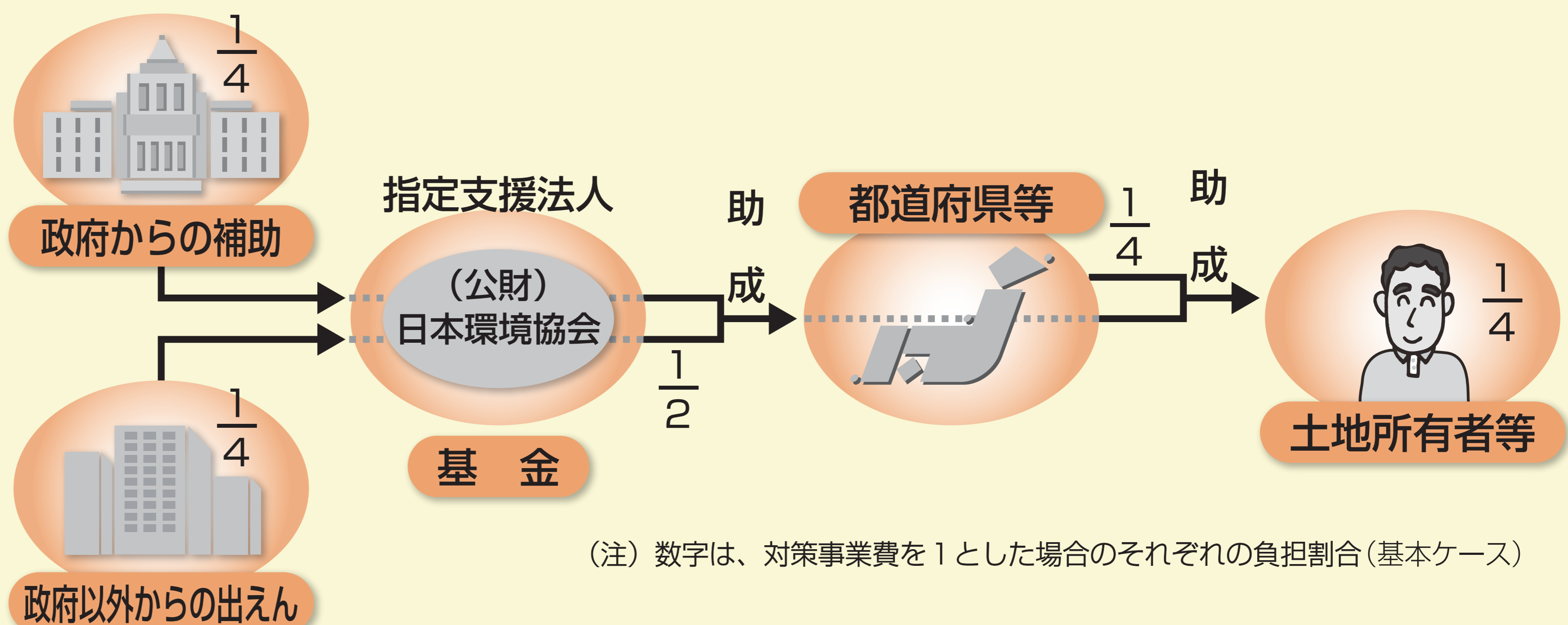
土壌汚染対策法に定める支援業務（助成金交付、照会・相談、普及・啓発）を適正かつ確実に行うことができると環境大臣より認められ、指定を受けた者をいい、公益財団法人日本環境協会が指定法人に指定されています。

また、支援業務を実施するにあたり、政府の補助金と民間の方々からの出えん金からなる「土壌汚染対策基金」が設置されています。

◆土壌汚染対策基金による支援業務について

(1) 助成金交付事業

- ◎貸していた土地で土壌汚染が発覚・・・
- ◎汚染原因の会社はすでに倒産してしまっていない・・・
- ◎土壌汚染対策法で要措置区域に指定され、汚染対策をしなければならない・・・
- ◎だけど、高額な対策費用を負担する余裕はないなあ・・・



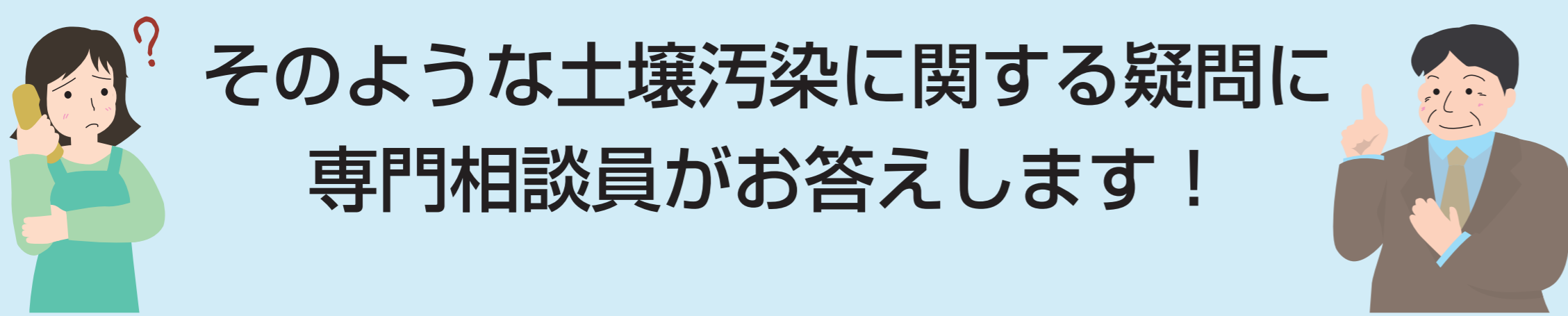
(注) 数字は、対策事業費を1とした場合のそれぞれの負担割合(基本ケース)

そのような時には、土壌汚染対策基金から都道府県等を通じて助成金を交付しています！

※汚染原因者が存在する場合や、土壌汚染対策法に基づいた調査ではない場合、土壌汚染対策法に基づいて要措置区域に指定されていない場合などは、助成金の対象とはなりません。助成対象者の条件など、詳しくは協会までお問い合わせください。

(2) 照会・相談事業

- ◎土壌汚染対策法に基づいて調査を行うよう言われたけど、何をしたらよいのか・・・
- ◎土壌汚染対策法による調査方法や対策方法で分からないところがあるのだけど・・・



ご質問・ご相談はホームページ上からメールで受け付けています。

また、電話・面談による相談も受け付けています。



※個人情報、秘密情報は相談業務以外では使用せず、外部には漏らしません

(3) 普及・啓発等事業

- ◎土壌汚染対策法の最新動向についての情報が欲しいな・・・
- ◎土壌汚染について勉強をしたいな・・・

そのような方に、日本環境協会では、
毎年無料セミナーを開催しています！
無料で専門の講師を派遣しています！
土壌汚染対策法などに関するパンフレットを無料で配布しています！（送料のみご負担いただいております）



セミナー開催の様子



土壌汚染対策制度に関するパンフレット

◆連絡先

公益財団法人 日本環境協会
〒101-0032 東京都千代田区岩本町1-10-5 TMMビル5階
TEL：03-5829-6894 FAX：03-5829-6190